

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

Q&A

1. モデルカリキュラム改訂の影響について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムは、いつから認定制度に適用されますか。	改訂版モデルカリキュラムは令和7年度認定から適用しますが、要件の変更が生じる応用基礎レベルの認定については、令和7年度認定までは経過措置期間とし、改訂前モデルカリキュラムも並行して適用することとします。なお、令和8年度からは改訂版モデルカリキュラムのみを適用となります。
2	令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムを踏まえた内容は、いつから教育に反映させれば良いですか。	可能な限り令和7年度の教育から実施していただきたいと考えています。なお、既に認定となっている大学等においても、改訂版モデルカリキュラムや社会動向を踏まえて継続的にカリキュラムの見直しを図るようお願いいたします。
3	既に認定を受けているのですが、令和6年2月に改訂されたモデルカリキュラムを踏まえた内容の教育プログラムでないと、認定取り消しになりますか。また、再申請が必要ですか。	認定取り消しとはならず、認定期限までは再申請も不要です。
4	具体的に要件が増える箇所はどこですか。	応用基礎レベルにおいて、「3-5.生成AIの基礎と展望(☆)」が必須の学修項目として追加されたため、改訂版モデルカリキュラムの適用以後は本項目の内容を含むことが追加の要件となります。 なお、リテラシーレベルで追加の要件はございませんが、改訂内容を踏まえ、適切かつ柔軟にキーワードに示す知識・スキルを抽出・選択し、教育プログラムを構築願います。
5	モデルカリキュラムが改訂される頻度について教えてください。	明確な頻度は決まっておらず、社会動向等を踏まえ適宜改訂が行われることとしています。
2. 認定制度のスケジュール・審査等について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	公募は年に何回行われますか。	原則毎年度1回、公募する予定です。
2	通常審査の認定・選定スケジュールについて教えてください。	4～5月までの公募期間終了後、外部有識者により構成される審査委員会において審査を行い、8～9月中に認定及び選定結果の公表を予定しています。
3	審査はどのような手続きで行われますか。	認定及び選定に係る審査は、外部有識者（内閣府、文部科学省、経済産業省の3府省が協力して選定）により構成される審査委員会（同3府省にて共同事務局を実施）において実施します。審査結果を踏まえて、文部科学大臣は、要件を満たす教育プログラムの認定又は選定を行います。
4	プログラム認定の有効期間について教えてください。	初回認定の有効期間は5年、二回目以降は3年となります。なお、各レベルに認定後、プラス選定を受けた場合であっても、有効期間の延長はありません。 また、当初申請したプログラムを廃止した後、新たに教育プログラムを申請し認定された場合、有効期間は3年となります。
5	認定の有効期間の記載方法について教えてください。	プログラムのウェブサイト等、対外的な公表資料に分かりやすく記載いただく必要がございますが、記載方法の指定はありません。
6	変更届・廃止届のスケジュールについて教えてください	毎年度4月～12月までで届出を受け付けることを予定しています。詳細は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度変更等の届出に関する提出要領」をご確認ください。
7	再認定のスケジュールについて教えてください	有効期限を迎える年度（有効期限が令和9年3月31日の場合、令和8年度）の11～12月までで継続申請を受け付け、審査委員会における審査を経て、2～3月に審査結果を伝達し、翌年度の4月1日付けで認定結果の公表を予定しています。

3. 修了証の発行について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	プログラムを修了した学生に対する修了証等の発行は認定の要件ですか。	認定の要件ではありません。ただし、学生がプログラムを履修したことを証明するためにも修了証やデジタル証明（オープンバッジなど）等を発行することが望まれます。例えば、認定されたプログラムの修了証明が学生の就職活動において活用されることが想定されるため、前向きにご検討ください。
2	認定を受ける前に当該プログラムを修了した学生に対し、認定された教育プログラムとしての修了証を授与することは可能ですか。	認定を受けた教育プログラムを認定を受ける前に履修し、修了した学生に対して、認定期間に発行する場合であれば、認定された教育プログラムとしてロゴマーク入りの修了証を発行していただいて差し支えございません。ただし、認定期間外に発行する修了証に、本制度のロゴマークを使用することはできません。
3	修了証に認定の有効期間を記載する必要がありますか。	必要ありません。
4	修了証に、本学のプログラムが文部科学省の認定を受けている事を記載したいのですが、どのように記載すればよろしいでしょうか。	修了証に記載する文言に指定はなく、各大学等において適切に記載いただくことが基本となります。その上で、記載に当たっては、文部科学省が修了者を認定しているのではなく、「文部科学省が認定したプログラム」を学生が修了したということが分かる記載としてください。参考として記載例をお示ししますが、この文言に制限されるものではありません。 (参考：記載例) 「〇〇プログラム」は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル/応用基礎レベル）」において、文部科学大臣の認定を受けています。
4. 認定制度各種ロゴマークの使用について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	ロゴマークを広報物に使用するには、どうすればよいですか。	認定後であれば、広報物に使用できます。その際、文部科学省への申請は不要です。ロゴの色彩やサイズ比率等については、オリジナルデザインに改変を加えないよう、適切に使用してください。
2	認定前にロゴマークを使用してよいですか。	使用できません。ロゴマークの使用については、認定期間を厳守してください。
3	名刺にロゴマークを使用してよいですか。	特に決まりはありませんが、認定期限後の使用はできませんので、ご注意ください。
4	デジタル証明（オープンバッジなど）にロゴマークを使用してよいですか。また、オリジナルのデザインでデジタル証明を発行してよいですか。	使用して問題ありません。また、デジタル証明のデザインについても特に制限などありませんので、オリジナルのデザインでも問題ありません。
5. 申請について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	複数の大学が連携して教育プログラムを実施している場合、合同で申請することは可能ですか。	合同で申請することはできません。ただし、同一プログラムを大学等ごとに個別で申請することは可能です。
2	副専攻は対象になりますか。	副専攻とは所属する学部・学科の専門分野以外に、別の分野を学ぶために、他学部他学科の授業科目を修得する制度と考えております。正規の授業科目として位置付けられ、本制度の要件を満たすものとなれば、対象となります。
3	応用基礎レベル（学部・学科単位）に、大学の学科単位、短期大学・高等専門学校でのコース単位で申請できますか。	できません。大学は学部、短期大学・高等専門学校は学科が最小単位となります。
4	プログラムの名称はありませんが、審査項目①から⑤を満たす授業科目の構成となっています。このような申請は認定の対象となりますか。	対象となります。ただし、それらの授業科目を履修することによって得られる学修成果を定め、教育プログラムとして学生等に公表する必要があります。また、プログラム名称は申請時までに決定してください。
5	モデルカリキュラムの「選択」に該当する授業科目やシラバス等の内容は、どのように審査されますか。	「選択」の内容は認定要件ではありませんが、認定申請に係るプログラムの内容として、プログラムを構成するすべての科目の状況を確認させていただきます。

6	モデルカリキュラムの特定の項目を満たすということは、要件上必要な学修項目におけるスキルセットのキーワードを全て満たす必要があるという意味でしょうか。	必ずしも全てのキーワードを満たす必要はありません。認定の要件上必要な学修項目におけるスキルセットのうち、学生に必要と考えるキーワード（知識・スキル）を適切かつ柔軟に選択し、教育プログラムを構築・実施していただくことを期待します。 ※太字となっているキーワードは有識者により特に重要であるとされたものとなります
7	プログラムの授業内容はいつまでに公表する必要がありますか。	プログラムの実施とともに公表することが望ましいですが、遅くとも申請時までには公表してください。なお、公表が必要な内容については、申請要領を確認してください。
8	提出書類のうち、『「教育プログラム」が全学部等又は学部・学科に開講されていることがわかる資料』として、何を提出すればよいですか。	カリキュラムマップなど、全学開講されていることがわかる資料を提出してください。提出する資料に指定はありません。
9	履修期間が複数年にわたる教育プログラムなどにおいて、申請時点で教育プログラムの修了者がいない場合でも、申請はできますか。 ※例えば、1年次・2年次開講科目をそれぞれ1科目（計2科目）修得することを修了要件にしており、1年次開講の科目の履修実績がある段階（申請年度に2年次科目開講）	教育プログラム実施の実績として、履修者がいることを要件としていますが、申請時点において、必ずしも修了者がいる必要はありません。ただし、当該教育プログラムの意義を踏まえ、学生の修学意欲向上を図るなど、多くの修了者を輩出することに努めていただきたいと思います。
10	実施要綱に第二条五項に、「当該教育プログラムを一年以上実施した実績があること」とありますが、申請年度の前年度の前期のみ、または後期のみの実績でも、認定の対象となりますか。	対象となります。
11	「当該大学等の学生に広く実施される教育プログラムであること」が要件にありますが、全学部・学科の学生が履修している必要はありますか。	全学部・学科の学生が必ず履修している必要はありませんが、全学部・学科の学生の履修が教育課程上可能かつ複数の学部・学科において履修者がいる必要があります。 なお、人文・社会科学分野等の学部・学科を設置している場合は、いずれかの人文・社会科学分野等の学部・学科で履修者がいる必要があります。
12	複数の学部を設置しています。 ある学部の必修科目として、授業科目を開講しています。当該科目は他学部生も履修できる全学開講となっていますが、履修者は当該学部の学生のみです。 認定の対象となりますか。	対象とはなりません。複数の学部・学科を設置している場合は、複数の学部・学科において履修者がいる必要があります。 なお、人文・社会科学分野等の学部・学科を設置している場合は、いずれかの人文・社会科学分野等の学部・学科で履修者がいる必要があります。
13	A学科とB学科が設置されているX学部において、応用基礎レベル（学部・学科単位）の認定を受けようとする場合、A学科、B学科ともに履修者の実績が必要となりますか。	いずれかの学科で履修実績がない場合でも、X学部の所属学生が卒業単位に含めることが可能な科目として履修可能であれば、認定の対象となります。
14	履修者数に人数制限を設けている場合（人数が超過した場合は抽選等）、認定の対象となりますか。	対象となります。ただし、本認定制度の趣旨に鑑みて、より多くの学生が履修することができるようプログラムの改善を期待します。
15	学生募集を停止している学部・学科でもプログラム構成科目を開講する必要がありますか。	募集停止している学部・学科については、開講する必要はありません。
16	リテラシーレベルの認定を受けずに、応用基礎レベルに申請することは可能ですか。	可能です。 ただし、応用基礎レベルの教育は、リテラシーレベルの教育が基礎となりますので、最終的には両レベルの認定を目指していただきたいと思います。 ※申請においてはリテラシーレベル相当の教育内容との関係性を明確にするため、応用基礎レベルの申請書類に加え、リテラシーレベルの様式やシラバスの提出を求めています。
17	応用基礎レベルの認定を受けると、自動的にリテラシーレベルの認定を受けたこととなりますか。	プログラム内容が同一、相違、どちらの場合であっても、認定を受けたことになりません。リテラシーレベルの認定を受けるためには、リテラシーレベルへ別途申請が必要となります。
18	1つの学部において応用基礎レベル（学部・学科単位）の認定を受けています。その他全ての学部においても申請する準備が整った場合どのように申請すればよいでしょうか。	既に認定を受けている学部・学科単位のプログラムを対象を広げ、大学全体で1つのプログラムとして実施していることとし、大学等単位のプログラムとして改めて申請してください。なお、様式1②において「大学等単位へ拡大」を選択してください。

19	既に認定されている学部・学科単位のプログラムとは別のプログラムを大学全体で実施したい場合はどのように申請すればよいでしょうか。	学部・学科単位のプログラムを対象を広げるのではなく、別のプログラムとして大学等単位で認定を受けたい場合は、大学等単位で新規に申請して問題無いですが以下の点に留意ください。 ●双方のプログラムの学修成果や修了要件が異なること ●当該学部・学科の学生が、複数のプログラムがあることにより不利益を得ないように留意すること ●ウェブサイトでの公表において、異なるプログラムであることを明示すること ●大学等全体のプログラムとして実績が必要であること なお、申請様式1②において「新規のプログラムとして申請」を選択してください。
20	応用基礎レベルにおいて、教育プログラムを複数学部（全学部ではありません）に開講していますが、一つの様式で学部・学科単位としてまとめて申請することは可能でしょうか。	「学部・学科単位のプログラム」では「修了要件は相違する」を選択することはできないため、対象となる学部ごとに申請してください。（開講対象が3学部の場合は、3件として申請）なお、全ての学部で開講した場合は「大学等単位」としてまとめて申請してください。
21	プログラムの履修について、対象年次が限定されている場合、例えば、プログラム履修対象年次が1年次の場合（2年次以上の学生が履修できない場合）、認定の対象となりますか。	対象となります。
22	プログラムを構成する授業科目について、学部等により受講する学年が異なっても認定の対象となりますか。	対象となります。
23	授業の実施形態について、全て、オンラインあるいはオンデマンドで実施している場合でも認定の対象となりますか。	対象となります。ただし、正規の授業科目として開講していることが条件となります。入学のガイダンスの一部で実施しているなど、授業科目以外での実施は対象となりません。
24	過年度実施の科目と、申請年度以降の新規開講の科目を組み合わせた、複数年度にわたるプログラムとして、申請することは可能ですか。	教育プログラムとして構成される科目が学生に示されており、申請にあたりシラバス等プログラムの詳細を把握できる資料提出が可能な場合には申請することができます。
25	他学部履修などを利用して、教育プログラムを構成することは可能ですか。	可能です。
26	プログラムの履修に成績要件を課している場合は認定の対象となりますか。	本認定制度の趣旨は、数理・データサイエンス・AI教育を多くの学生が履修することができるようにすることであるため、成績要件を課しているプログラムは想定していませんが、認定の対象となります。
27	プログラムを構成する授業科目は、必修科目でないといけませんか。	必修科目である必要はありません。 ただし、修了要件を満たすに当たって、必ず審査項目の内容を含む科目を履修するようになっていることが認定の要件となります。
28	「卒業要件とされる科目」で構成されていなければ、認定の対象となりませんか。	「卒業要件とされない自由科目」を履修しなければ、認定要件が満たされないプログラムは対象となりません。 ただし認定要件が、「卒業要件とされる科目」の履修によって満たされた上で、「卒業要件とされない自由科目」を含め構成されるプログラムの場合は、対象となります。
29	自由科目であっても、一定の単位数までであれば卒業単位に含むことができるという規定等があれば、プログラムを構成する科目とすることは可能ですか。	可能です。その場合、当該規定が分かる資料を申請の際に提出してください。
30	授業内容は同じで、学部によって科目名が異なる場合、「修了要件は相違する」と申請してよいですか。	はい。内容が同じでも授業科目名が異なる場合は、「修了要件は相違する」として申請してください。

6. プラス申請について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	認定されたプログラムを、数理・データサイエンス・AI教育プログラムプラスとして申請したが、選定されなかった場合、既に認定された教育プログラムに影響はありますか。	認定に影響はありません。
2	数理・データサイエンス・AI教育プログラムプラスの申請について、選定されるまで毎年度申請することは可能ですか。	毎年度の申請は可能ですが、不選定の結果を踏まえ、教育プログラムのさらなる充実や記載内容の精査をはかるようお願いいたします。なお、リテラシーレベルプラスは令和7年度選定をもって、申請受付を終了します。
3	リテラシーレベルに申請したプログラムと、リテラシーレベルプラスに申請するプログラムの修了要件が異なってもよいですか。	リテラシーレベルプラスは、リテラシー認定を受けたプログラムの中から、より先進的で大学の特色を活かした教育プログラムを選定するという仕組みです。そのため、リテラシープラスとリテラシーで修了要件など教育プログラムの内容を変更することは出来ません。
4	数理・データサイエンス・AI教育プログラムプラスの選定件数に上限はありますか。	選定件数について、定めはありません。審査委員会の審査を経て、波及効果の高いプログラムや先導性の高いプログラムなど、様々なプログラムを選定します。
5	プラスに選定されるために留意すべきことはありますか。	何をすれば選定されるという基準はありませんが、学部の特長や大学の規模などを踏まえた特色や工夫が求められることを留意願います。また、記載に当たっては可能な限り具体的に記載するとともに、実績などを定量的に示していただきたく存じます。
6	リテラシーレベルプラスの申請受付が再開される予定はあるのでしょうか。	認定教育プログラムを実施する大学等の増加により、リテラシーレベルプラスの選定の目的であった、全国の大学等への普及・展開に一定の成果が出てきたことを踏まえ、令和8年度以降の認定におけるリテラシーレベルプラスの選定は行いません。受付再開も現状、予定しておりません。
7	リテラシーレベルプラスの新規受付がないと聞きましたが、既に選定されている教育プログラムの取扱いはどのようになりますか。	既にリテラシーレベルプラスの選定を受けている教育プログラムについて、再認定を受けたとしてもプラスの選定は引き継がれません。有効期限を迎えた後はリテラシーレベルプラスのロゴは使用できませんので、ご注意ください。
8	リテラシーレベルプラスの新規受付がないと聞きましたが、応用基礎レベルプラスも同様でしょうか。	急速な技術革新や社会的なニーズに対応した人材育成が求められる領域であることも踏まえ、教育プログラムの改善を図りながら教育の質向上を一層図っていく必要があるため、応用基礎レベルプラスについては、令和8年度以降は審査の観点を見直したうえで、新規申請の受付を継続します。

7. 各種変更・廃止について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	認定された年度にプログラムを変更した場合、再申請する必要はありますか。	認定要件が満たされた上で、基本的な内容、例えば、全学開講や授業科目の内容等に大きな変更がない場合、認定は継続されます。詳細は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度変更等の届出に関する提出要領」をご確認ください。
2	変更届の提出が不要な変更でも、変更に係るホームページ内の様式の更新は必要でしょうか。	ホームページにて公開している様式については、変更届の提出が不要な変更においても、最新の情報としていただくようお願いします。
3	年度途中で教育内容や授業内容が変わった場合、変更届を提出する必要がありますか。	プログラムの修了要件や授業科目、当該授業に対応したモデルカリキュラム対応箇所に変更が生じなければ、提出不要です。
4	授業の内容は変わらず、科目名のみ変更する場合、変更届の提出は必要ですか。	科目名の変更の場合は、修了要件の変更と整理しますので、変更届を提出してください。
5	認定後、授業回が変更となる場合、変更届の提出は必要ですか。	授業回のみの変更の場合、変更届は不要です。ただし、貴学ウェブサイトには最新の情報を掲載してください。
6	リテラシーレベルの認定を受けています。学部・学科の新設の場合、変更届の提出は必要ですか。	既に認定を受けているプログラムが「学部・学科によって修了要件が相違しない」かつ、新設学部・学科においても全学と修了要件が同じ場合は、変更届の提出は不要です。修了要件が異なる場合は、新設学部・学科の修了要件等を別シートに記載の上、変更届を提出願います。※応用基礎レベル（大学等単位）においても同様
7	応用基礎レベル（学部・学科単位）の認定を受けています。認定を受けている学部の名称変更や改組による別学部への再編などが行われた場合、どのような対応が必要でしょうか。	名称変更のみであれば、基本的に認定上の変更は生じないため、変更届のみ提出いただくことになります。後者の場合は、個別事案になりますので、文部科学省専門教育課にお問い合わせ願います。
8	A大学とB大学が統合しC大学となる予定ですが、A大学とB大学で認定状況が異なります。この場合どうなるでしょうか。	大学間統合において、双方が同レベル（単位）の認定を受けており、統合後も認定要件を満たすのであれば、変更届のみ提出いただくことになります。一方で異なる場合にはプラスの選定状況を含め様々な状況が想定されるため、文部科学省専門教育課にお問い合わせ願います。
9	変更届提出後、認定証は再発行されますか。	認定証は再発行しません。記載内容に不備のない限り、変更届の提出をもって手続き完了とします。変更手続きによって、認定が引き継がれることになります。
10	認定が取り消しとなるのはどのような時ですか。	例えば、全学開講ではなくなった場合、授業科目等の変更によって、審査項目を満たす教育内容ではなくなった場合、公表をやめた場合等、これまで実施していたことを取りやめ、認定要件を満たさなくなった場合等は、認定を取り消します。再度認定を受けたい場合は、要件を具備の上、再度申請してください。
11	改訂版モデルカリキュラムを踏まえて教育プログラムを変更した場合、変更届は必要ですか。	科目構成が変わらず、シラバスなどの教育内容やプログラムに関わる教員の変更等の場合は、届出は不要です。なお、授業科目名等修了要件の変更の場合は届出が必要です。詳細は、届出に関する提出要領をご確認ください。
8. 様式について（最新の申請要領とあわせてご確認ください）		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	【様式1について】 学部・学科によって、修了要件や教育プログラムを構成する授業科目が相違する場合、申請できますか。	大学においては学部、短期大学・高等専門学校においては学科によって、プログラムの修了要件や構成する授業科目が相違していても申請可能です。なお、どの学部・学科のプログラム修了者においても、審査項目を満たすプログラムとなっていることが必須条件となります。また、様式3のとおり、プログラム全体の学修成果を定める必要があります。
2	【様式1について】 Q&A1-1の場合、申請上留意すべき点はありますか。	修了要件が学部等により異なる場合、修了要件が異なる学部（短期大学・高等専門学校においては学科）ごとにシートを分けて記載してください。大学等において、同一学部内で学科ごとに改訂前モデルカリキュラム対応と改訂版モデルカリキュラム対応が混在している場合には、修了要件が異なるものとしてシートを分けて記載願います。

3	<p>【様式1について】 応用基礎レベルの申請様式1について質問です。 「⑨プログラムを構成する授業の内容」の(3)は、何を記載したらよいですか。</p>	<p>(3)の対象は応用基礎コアの「I.データ表現とアルゴリズム」「II.AI・データサイエンス基礎」です。このうち、特に演習や課題解決型学習など実践の場を通じた学修を行っている授業科目・回数について、対応するキーワードを記載願います。 (1)と(2)に記載した内容と重複することは差し支えありません。なお、記載要領の通り、(3)Ⅱへの記載は必須ですが、(3)Ⅰは該当する場合のみの記載で差し支えありません。</p>
4	<p>【様式2について】 以前からプログラム自体は開講しており、その後認定要件を踏まえて、プログラムを修正しました。 プログラムの開設年度はどう記載すればよいですか。</p>	<p>認定プログラムの要件を満たした時点の年度を記載してください。</p>
5	<p>【様式2について】 プログラムの履修期間が複数年にわたる場合、どの年度に履修者を計上することになりますか。</p>	<p>履修の初年度にまとめて計上してください。 例えば、今年度に2年次の学生で、1年次からプログラム履修している場合は、昨年度の欄に記載してください。(今年度には計上しないでください。)</p>
6	<p>【様式2について】 履修者数について、認定される目安はありますか。</p>	<p>何人以上履修者が必要であるというような、審査基準はありませんが、多くの学生が履修・学修することが望まれます。</p>
7	<p>【様式3について】 「②プログラムの授業を教えている教員数」について、当該プログラムの授業は担当せず、学修サポート等を行っている教員は数に含まれますか。</p>	<p>含みません。実際にプログラムを構成する授業科目を担当している教員数のみ計上してください。</p>
8	<p>【様式3について】 プログラムを構成する科目を教えている教員は、全て基幹教員ではないといけませんか。</p>	<p>基幹教員に限らず非常勤教員等であっても構いません。</p>
9	<p>様式3「④プログラムを改善・進化させるための体制」と、様式4「①プログラムの自己点検・評価を行う体制」は、同一でもよいですか。</p>	<p>同じ組織でも構いません。また、リテラシーレベルと応用基礎レベルにおいて同じ組織でも構いません。</p>
10	<p>【様式3について】 教育体制について、数理・データサイエンス・AIに特化した組織が必要ですか。</p>	<p>必要ではありません。数理・データサイエンス・AIに特化した組織でなくとも、当該組織で議論等していれば、問題ありません。</p>
11	<p>【様式3について】 申請年度に人事異動等があった場合、⑦「具体的な構成員」はどのように記載すればよいですか。また、③「プログラムの運営責任者」や④「プログラムを改善・進化させるための体制」等についても前年度の状況を記載するのでしょうか。</p>	<p>前年度における構成員を記載してください。また、③「プログラムの運営責任者」や④「プログラムを改善・進化させるための体制」等についても前年度のもので記載してください。</p>
12	<p>【様式3について】 学部・学科によって、修了要件が相違する場合、履修者数や履修率の向上に向けた計画は別に作成する必要がありますか。</p>	<p>原則、記載の中で書き分けるようにしてください。ただし、まとめられる部分はまとめて記載していただいても構いません。</p>
13	<p>【様式3について】 学部・学科によって、修了要件が相違しない場合、履修者数や履修率の向上に向けた計画は学部・学科別に数値目標等を作成する必要がありますか。</p>	<p>教育プログラムとしての計画を記載いただくため、数値目標等を分けて作成する必要はありません。</p>
14	<p>【様式4について】 プログラムの自己点検・評価を行う体制について、プログラム個別委員会は設けておらず、大学等の全体の自己点検・評価委員会において、当該プログラムの改善・進化させるための議論を行っている場合、認定の対象となりますか。</p>	<p>対象となります。</p>
15	<p>【様式4について】 自己点検・評価結果の公表内容について、公表する情報のひな型などの指定はありますか。</p>	<p>ひな型などの指定はありませんが、申請プログラムとして独立した自己点検・評価結果となっているか、または、大学全体の自己点検・評価結果の中で当該プログラムが個別に記載されている必要があります。また、自己点検・評価の実施年度および実施体制についても確認できるように記載してください。</p>

9. 再認定について		
枝番号	Q (よくある質問)	A (回答)
1	認定の有効期限が令和8年3月31日場合、再認定は「次年度（令和8年度）の通常申請の期間中に申請」と「当該年度（令和7年度）の10月～12月申請」のどちらかを大学で選ぶことは可能でしょうか。	有効期限を迎える次の年度（有効期限が令和9年3月31日の場合、令和9年度）に申請した場合、再認定を受けるまでの5ヶ月間程度、認定されていない期間が生じてしまうため、有効期限を迎える年度（有効期限が令和9年3月31日の場合、令和8年度）の秋申請を推奨しています。
2	初回認定時の教育プログラムの内容（科目等）のまま、再認定に申請することは可能ですか。	制度の趣旨を踏まえ、毎年度の自己点検・評価に基づいた改善を行い、最新のモデルカリキュラムの内容に準じつつも、社会的なニーズに即した必要な知識や技術を学ぶより良い教育プログラムとなることを期待します。
3	認定期間終了後（令和X年3月31日）、令和X年5月に再認定の申請を行った場合、令和X年4月1日から再認定結果公表日（令和X年8～9月）までの期間、当該教育プログラムの認定はどのように整理されますか。	令和X年5月の申請で再認定を受けた場合、認定期間は当該年度の令和X年4月1日からとなります。したがって、再申請から再認定までの期間も、プログラムの認定は有効と整理されます。ただし、有効期限から再認定の通知までズレが生じてしまうため「有効期限の最終年度の10月～12月申請」を推奨しています。
4	再認定の手続きを行う年度にプログラムの変更（授業の変更等）が生じた場合、再認定の手続きと変更届の手続きをそれぞれ行う必要がありますか。	再認定と変更が同じ年度に生じた場合は、再認定用申請様式に変更内容を反映いただくことで、変更届の提出を省略することが可能です。
5	プラス選定を受けているプログラムについて、再認定を受けた場合、プラス選定の期限も延長されますか。	再認定を受けてもプラス選定の期限は延長されません。